

2021年1月15日

【新型コロナウイルス感染拡大に伴う乗車券類の取扱いについて】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2021年1月7日に政府より発出された「緊急事態宣言」を受けまして、当社では下記のとおり対応いたします。

払いもどしにつきましては、緊急事態措置実施期間の最終日の翌日から1ヵ年以内までの間、取扱いいたします。

駅窓口の混雑防止に、お客さまのご理解とご協力をお願いいたします。

払いもどしの対応につきましては、各駅で取扱いをいたしますが、無人時間帯や一部の駅では取扱い出来ない箇所がありますので、予めご了承ください。

1、普通乗車券・急行券の取扱い

普通乗車券および急行券につきましては、下記(1)(2)の事項に該当する場合に、無手数料払いもどしの取扱いをいたします。

- (1) 有効期間が2021年1月8日～緊急事態措置を行う期間の最終日までの日を含む、使用開始前の普通乗車券、急行券
- (2) 新型コロナウイルスへの感染防止を事由としてご旅行を見合わせるお客さま

2、定期乗車券、急行定期券の取扱い

2021年1月7日に政府より発出された緊急事態宣言に伴い、払いもどし条件を満たす定期乗車券および急行定期券において、2021年1月8日以降に使用していない場合、特例により2021年1月7日をお申し出日とみなして払いもどしをいたします。

ただし、2021年1月8日以降に使用された場合は、その定期乗車券の最終使用日をお申し出日とみなします。

【払いもどし条件】

- 条件1：2021年1月7日までに購入した定期乗車券および急行定期券であること
- 条件2：緊急事態措置期間（2021年1月8日から緊急事態措置を行う期間の最終日まで）の全部又は一部期間をその有効期間に含むこと
- 条件3：券面表示区間に緊急事態措置の対象都県に所在する駅が含まれていること

【払いもどし取扱い方法】

- [1] 2021年1月7日以前に有効開始となる場合は、2021年1月7日をお申し出日とみなして計算をいたします。
※ただし、2021年1月8日以降に使用された場合は、その定期券を最後に使用された日をお申し出日として計算を行いますのでご注意ください

[2] 2021年1月8日以降に有効開始となる定期乗車券で一度も使用されていない場合は、有効開始日の前日をお申し出日として計算をいたします。

[3] 2021年1月8日以降に有効開始となる定期乗車券で使用されている場合は、その定期券を最後に使用された日をお申し出日として計算をいたします。

計算方法については下記の表①をご参照ください。

表①

【定期乗車券】

払いもどし額 = 定期運賃 - 使用済み月数に相当する定期運賃 - 手数料 220 円

【急行定期券】

払いもどし額 = 急行定期料金 - 使用済み月数に相当する急行定期料金 - 手数料 220 円

【使用済み月数に相当する定期運賃】

使用済み月数に相当する定期運賃は、お手持ちの定期券の同一区間・経路それぞれ1ヶ月または3ヶ月の定期運賃と組み合わせて計算をいたします。

| 使用した月数 | 1ヶ月 | 2ヶ月 | 3ヶ月 | 4ヶ月 | 5ヶ月 |
|-----------------|-----|-------|-----|---------|-----------|
| 算出に使用する月数の組み合わせ | 1ヶ月 | 1ヶ月×2 | 3ヶ月 | 1ヶ月+3ヶ月 | 1ヶ月×2+3ヶ月 |

※7日以内の場合の計算式は下記のとおりとなります

【定期乗車券】

払いもどし額 = 定期運賃 - (往復普通運賃 × 使用経過日数) - 手数料 220 円

【急行定期券】

払いもどし額 = 急行定期料金 - (往復急行料金 × 使用経過日数) - 手数料 220 円

※定期乗車券の有効期間が1ヶ月未満の場合は、払いもどし額はありせん

定期乗車券 払いもどし額の計算例

例題 2020年12月1日から6ヶ月有効“熊谷⇄寄居”の通勤定期乗車券で、2021年1月7日を最後に使用しなかった場合

⇒1月7日を最終使用日とみなし、発売額から使用した2ヶ月分の定期運賃と手数料220円を差し引いた差額を払いもどしいたします

【計算】

[発売額] 95,910円 - (17,760円 [1ヶ月] × 2) - 220円 [手数料] = 60,170円

3、回数乗車券、急行回数券の取扱い

2021年1月7日に政府より発出された緊急事態宣言に伴い、払いもどし条件を満たす回数乗車券および急行回数券において、特例により2021年1月7日をお申し出日とみなして払いもどしをいたします。

ただし、ご使用枚数により払いもどし額が無い場合もございます。

【払いもどし条件】

- 条件1：2021年1月7日までに購入した回数乗車券および急行回数券であること
- 条件2：緊急事態措置期間（2021年1月8日から緊急事態措置を行う期間の最終日まで）の全部又は一部期間をその有効期間に含むこと
- 条件3：券面表示区間に緊急事態措置の対象都県に所在する駅が含まれていること

【払いもどし取扱い方法】

- [1] 2021年1月7日以前に有効開始となる場合は、2021年1月7日をお申し出日とみなして表②の計算式に当てはめて計算をいたします。
- [2] 2021年1月7日以降の購入で、新型コロナウイルスを理由に全てを使用出来ずに有効期間が過ぎた場合は、有効開始日にお申し出された日とみなして表②の計算式に当てはめて計算をいたします。

表②

【回数乗車券】

払いもどし額 = 発売運賃 - 使用済枚数分の購入区間の普通運賃 - 手数料 220 円

【急行回数券】

払いもどし額 = 発売料金 - (210 円 [小児用は 110 円] × 使用枚数) - 手数料 220 円

回数乗車券 払いもどし額の計算例

例題 “熊谷⇄行田市” (大人普通片道運賃310円) で有効期間1月20日までの回数乗車券のうち、11枚中7枚を使用しなかった場合

⇒有効期間終了後であっても、2021年1月7日にお申し出日として払いもどしをいたします。

【計算】

[発売額] 3,100円 - (310円 × 4 [普通運賃 × 使用済枚数]) - 220円 [手数料] = 1,640円

以上

【この件のお問合せ先】

秩父鉄道株式会社 運輸部 運輸課 Tel048-523-3822 (平日 9:00~17:45)
Tel048-580-6363 (年中無休)